

# 賃貸住宅の補助

## 上限 300 万円撤廃

令和4年12月から  
令和9年3月末までの制度です。



## 新築住宅・建物除却等の補助事業 についてのお知らせ

嘉手納町内に新築するマイホームやアパートなど、住宅等を取得する町内外の方（個人又は法人）に対し、定住の促進及び地域の活性化を図るため、補助金(奨励金)を交付します。

補助の内容は次の通りです。

- ①新築住宅等取得補助金 対象：☆住宅及び分譲マンションを取得し居住した個人 50万円/戸  
☆賃貸住宅を取得した個人又は法人 30万円/戸
- ②建物除却補助金 ①の住宅を取得するために建物等を除却した者 除却費の半額：上限30万円
- ③定住促進奨励金 ①の住宅等を取得した者に対し、その住宅等に係る固定資産税相当額の一部を補助

### ①新築住宅等取得補助金

平成29年5月1日以降に建築確認済証の交付を受けた

住宅、分譲マンション又は賃貸住宅を  
取得した方に対して、

賃貸住宅は上限なく

1戸当たり**30万円**

を補助します。

50㎡以上/戸  
50万円補助



40㎡以上/戸  
30万円補助

40㎡未満/戸  
対象外



補助  
内容

例1：2世帯住宅（各々所有者の場合）

補助金額

**50万円×2戸＝100万円**

例2：賃貸住宅：床面積40㎡以上：9戸

床面積40㎡未満：2戸

補助金額

**30万円×9戸＝270万円**